(四)　軽自動車税の環境性能割を課する三輪以上の軽自動車の主たる定置場所在の道府県（以下「定置場所在道府県」という。）の知事は、軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金として納付された額を、軽自動車税の環境性能割を課する三輪以上の軽自動車の主たる定置場所在の市町村（以下「定置場所在市町村」という。）に払い込む場合には、当該払い込む額その他必要な事項を定置場所在市町村の長に対し通知することとした。（附則第一五条の二の二関係）

(五)　定置場所在道府県の知事は毎年六月三〇日までに、定置場所在市町村の長に対し、前年度の環境性能割の申告等の件数、当該申告等に係る納付すべき軽自動車税の環境性能割額等を報告することとした。（附則第一五条の二の三関係）

(六)　定置場所在市町村が定置場所在道府県に交付すべき環境性能割に係る徴収取扱費について、その細目を定めることとした。（附則第一五条の二の四関係）

(七)　被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める三輪以上の軽自動車を取得した場合の当該取得された三輪以上の軽自動車に係る環境性能割の特例措置について、その対象となる者の範囲を被災自動車等の所有者又は対象区域内用途廃止等自動車等若しくは対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなった対象区域内自動車等の自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者（当該所有者が個人である場合にはその相続人、当該所有者が法人である場合には合併法人等を含む。）とすることとした。（附則第三四条関係）

(八)　対象区域内軽自動車等、対象区域内用途廃止等自動車等、対象区域内用途廃止等二輪自動車等又は対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当する場合には、対象区域内軽自動車等の所有者は、一定の書類を当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所在の市町村長に提出することとした。（附則第三五条関係）

9　事業所税

熱供給事業法に規定する熱供給事業の用に供する施設に対する非課税措置について、その対象となる施設の細目規定を廃止することとした。（第五六条の三一関係）

10　国民健康保険税

(一)　基礎課税額に係る課税限度額を五四万円（改正前五二万円）に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を一九万円（改正前一七万円）に引き上げることとした。（第五六条の八八の二関係）

(二)　国民健康保険税の減額の基準について、五割（四割・三割）減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を二六万五、〇〇〇円（改正前二六万円）に、二割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を四八万円（改正前四七万円）に引き上げることとした。（第五六条の八九関係）

11　その他

(一)　相続人の代表者の指定をした場合の届出書について、相続人及び相続人の代表者の個人番号の記載を要しないこととした。（第二条関係）

(二)　第二次納税義務を負う事業を譲り受けた特殊関係者について、その範囲を規定することとした。（第五条関係）

二　地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部改正関係

農地法の改正に伴い、所要の措置を講ずることとした。（昭和六一年改正令附則第四条関係）

三　地方税法施行令の一部改正関係

農地法の改正に伴い、所要の措置を講ずることとした。（平成七年改正令附則第三条関係）

四　地方税法施行令の一部を改正する政令の一部改正関係

地方消費税の徴収取扱費に関する経過措置等を定めた地方税法施行令の一部を改正する政令について、以下のとおり規定の整備を図ることとした。（平成二六年改正令附則第四条関係）

1　平成二九年度内の期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払いについて、貨物割に係る徴収取扱費基礎額を、各徴収取扱費算定期間内に当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額の一九分の一〇に相当する額とすることとした。

2　平成二九年度内の期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払いについて、譲渡割に係る徴収取扱費基礎額を、各徴収取扱費算定期間内に当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額の一九分の一〇に相当する額とすることとした。

五　地方税法施行令等の一部改正関係

1　租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税又は個人の市町村民税の徴収の猶予を受けるための申請書について、猶予を受けようとする者の個人番号の記載を要しないこととした。（平成二七年改正令第一条関係）

2　平成二九年四月一日に施行することとされている欠損金の繰越控除制度について、平成三〇年四月一日に施行することとした。（平成二七年改正令附則第一条関係）

六　地方自治法施行令関係

法人事業税交付金及び環境性能割交付金の創設に伴い、特別区財政調整交付金に関する規定について所要の見直しを行うこととした。（第二一〇条の一〇及び第二一〇条の一二関係）

七　地方財政法施行令関係

地方法人特別税等に関する暫定措置法が廃止されることに伴い、標準的な規模の収入の額の算定方法を定める規定等について所要の見直しを行うこととした。（附則第一〇条から第一六条関係）

八　国税収納金整理資金に関する法律施行令関係

地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三一条第九項又は第一三項の規定による支払金は、国税収納金整理資金に関する法律第二条第二項の政令で定める支払金に含まれることとした。（附則第二一項関係）

九　地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の廃止関係

地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令は、廃止することとした。

一〇　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一三四号）（総務省）

一　地方財政法施行令の一部改正関係

1　地方債の協議不要対象団体の判定のための実質公債費比率の数値を一〇〇分の一六から一〇〇分の一八に変更することとした。（第四条関係）

2　地方債の協議不要対象団体の要件の緩和に関し、地方財政法第五条の三第三項及び第七項に規定する公的資金を定めることとした。（第七条及び第一八条の二関係）

3　地方債の協議不要対象団体の判定等の際に用いる標準的な規模の収入の額の算定方法を定める規定等について所要の見直しを行うこととした。（附則第九条～第一三条関係）

4　その他所要の規定の整理を行うこととした。

二　総務省組織令及び財務省組織令の一部改正関係

1　総務省組織令に定める地方債課の所掌事務について所要の規定の整理を行うこととした。（第五九条関係）

2　財務省組織令に定める計画官の職務について所要の規定の整理を行うこととした。（第五五条関係）

三　地方財政審議会令の一部改正関係

退職手当の財源に充てるための地方債の特例の期限を平成二七年度から平成三七年度に延長することに伴い、地方財政審議会の所掌事務について所要の見直しを行うこととした。（附則第二条関係）

四　施行期日

この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一三五号）（国土交通省）

1　都市開発資金の貸付けに関する法律施行令に定められている市街地再開発事業に係る貸付けの対象となる施設建築物又は施設建築敷地に関する権利の取得に必要な費用の範囲は、当該費用の二分の一とすることとした。（第一五条関係）

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。